

# 熱海市指定管理者（候補者）選定の審査方針

平成23年6月 制定  
令和3年12月 一部改正

## 1 趣 旨

公の施設の管理を指定管理者に行わせるにあたって、熱海市指定管理者選定委員会（以下「委員会」という。）が最も適当と認める団体を指定管理者（候補者）として選定するための審査手順等、選定にかかる事務の基本的な事項を定めます。

## 2 審査方法

団体から提出された事業計画書等を審査するにあたっての手順を次のとおり定めます。

なお、審査については、熱海市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（以下、「条例」という。）に定める選定基準に基づき作成した「熱海市指定管理者（候補者）選定に係る評価シート」（以下、「評価シート」という。）を用いて評価・採点を行います。ただし、評価シートについては標準型とし、個々の施設の状況等を勘案し、委員会において評価項目・配点等を検討したうえで、必要があれば項目の追加、修正、削除を行うことができるものとします。

また、団体に指定管理を行わせるうえで、一定の業務水準を確保させることを目的として基準点を設定できるものとします。

評価シートの内容については、募集要項の公表時に併せて公開するものとします。

指定管理者指定申請書に添付を要する書類等（以下、「申請書類等」という。）については、提案内容の団体間比較を容易に行うことが可能となるよう、評価項目に合わせたものとします。

### 条例（抜粋）

（選定方法及び選定基準）

第4条 市長は、前条の規定による申請があったときは、次に掲げる選定の基準に照らし、施設の管理を行うのに最も適当と認める団体を、指定管理者となるべきものとして選定するものとする。

- (1) 市民の平等な利用が確保されること。
- (2) 前条第1号の事業計画書（以下単に「事業計画書」という。）の内容が、施設の効用を最大限に発揮するものであること。
- (3) 事業計画書に沿った管理を安定して行う人員、資産その他の経営の規模及び能力を有しており、又は確保できる見込みがあること。
- (4) 前条第1号の収支予算書の内容が、施設の管理に要する経費の縮減を図るものであること。

### (1) 事前審査

団体から提出された申請書類等について、不備がないことを確認します。不備があった場合には、団体に連絡して至急の対応を要請します。

特に、募集要項の応募資格に示した事項について欠格する事項が1つでも判明した場合には、当該団体は失格とします。委員会では、失格となった団体の申請書類等は審査しません。事前審査は、施設所管課(室)で行います。

### (2) 第1次審査（書類審査）

事前審査を通過した団体から提出された申請書類等の内容のうち、第1次審査項目について審査を行い、評価シートにより採点します。この場合において、第1次審査項目のうち、「財務の安定性」の審査に当たっては、団体の決算書等の分析など、その評価について専門的知識が必要であることから、専門的知識を有する委員の説明を聞いた上で、委員が財務の安定性の項目を含めて審査及び採点を行います。

なお、団体に対してヒアリングを行わなければ、提案内容の詳細が不明であるという場合があります。そのため、第1次審査は全団体を通過させるものとします。

### (3) 第2次審査（プレゼンテーション及びヒアリング審査）

団体から提出された申請書類等の内容のうち、第2次審査項目について、団体からのプレゼンテーションを受けて審査を行い、評価シートにより採点します。プレゼンテーション審査は、委員会で行います。

なお、第1次審査において提案内容の詳細が不明であるとされた点は、第2次審査において団体に対して聞き取り（ヒアリング）を行うものとし、その結果により第1次審査の採点結果を修正することも可能とします。

## 3 選定方法

第1次審査、第2次審査における各委員の採点を集計した結果、最も得点が高かった団体について、委員会で協議したうえで指定管理者（候補者）として選定します。

なお、最も得点の高い団体が複数ある場合についても、委員会で協議するものとします。

## 4 その他

採点結果については、合計点を選定結果の公表時に併せて公開します。公開の際、団体の名称については、選定した団体のみとし、その他の団体については、団体の名誉・信用を阻害する恐れがあるため、名称を伏せることにします。